## 国立大学法人岡山大学 PPP/PFI 手法導入優先的検討要項

平成29年2月28日 学 長 裁 定 改正 平成30年 6月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本要項は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(平成 27年 12月 15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、効率的かつ効果的に施設を整備するとともに、低廉かつ良好なサービスの提供を確保するため、多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
  - 一 PPP 公共施設等の建設,維持管理,運営等を行政と民間が連携して行うことにより,民間の創意工夫等を活用し,財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るもの
  - 二 PFI 公共施設等の建設,維持管理,運営等を民間の資金,経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
  - 三 施設整備事業 施設の整備等に関する事業
  - 四 利用料金 施設の利用に係る料金をいう
  - 五 運営等 運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい,サービスの提供を含 \*\*\*
  - 六 整備等 建設,改修,維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい,サービスの提供を含む
  - 七 優先的検討 本要項に基づき、施設の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら施設の整備等を行う従来型手法に優先し て検討すること
  - 八 BTO 方式 PFI の事業方式の一つで,民間事業者が自らの資金で対象施設を建築し, 完成後すぐに公共に所有権を移転するが,維持運営は民間で行う形式

第2章 優先的検討の開始時期

(優先的検討の開始時期)

- 第3条 新たに施設の整備等を行うために基本構想,基本計画等を策定する場合及び施設 の運営等の見直しを行う場合のほか,次に掲げる場合その他の施設の整備等の方針を検 計する場合に,併せて優先的検討を行うものとする。
  - 一 土地等の資産等の有効活用を検討する場合
  - 二 施設の集約化又は複合化等を検討する場合

第3章 優先的検討の対象とする事業

(優先的検討の対象とする事業)

- 第4条 次の第一号及び第二号に該当する施設整備事業を優先的検討の対象とする。
  - 一 次のいずれかに該当する事業で、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を 活用する効果が認められる施設整備事業
    - イ 産学連携施設、宿泊施設、福利厚生施設等建築物の整備等に関する事業
    - ロ 利用料金の徴収を行う施設整備事業

- 二 次のいずれかの事業費基準を満たす施設整備事業
  - イ 事業費の総額が10億円以上の施設整備事業(建設又は改修を含むものに限る。)
  - ロ 単年度の事業費が1億円以上の施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)
- 三 対象事業の例外

次に掲げる施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- イ 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている施設整備事業
- ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に 基づく市場化テストの導入が前提とされている施設整備事業
- ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている施設整備事業
- ニ 災害復旧事業、補正予算事業等、緊急に実施する必要がある施設整備事業
- ホ 寄附による施設整備事業

## 第4章 適切な PPP/PFI 手法の選択

(採用手法の選択)

第5条 優先的検討の対象となる施設整備事業について、次の第5章の簡易な検討又は第6章の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法(以下「採用手法」という。)を選択するものとする。

この場合において, 唯一の手法を選択することが困難であるときは, 複数の手法を選択できるものとする。

(評価を経ずに行う採用手法導入の決定)

- 第6条 採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。
  - 一 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BTO 方式については、次の第5章の簡易な検討を省略し、第6章の詳細な検討を実施
  - 二 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法については、次の第5章の簡易な検討を省略し、第6章の詳細な検討を実施

## 第5章 簡易な検討

(費用総額の比較による評価)

第7条 別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら施設の整備等を行う従来型手 法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額(以下「費 用総額」という。) を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

第4章において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額 を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較 を行うものとする。

- 一 施設の整備等(運営等を除く。)の費用
- 二 施設の運営等の費用
- 三 民間事業者の適正な利益及び配当
- 四 調査に要する費用
- 五 資金調達に要する費用
- 六 利用料金収入

(その他の方法による評価)

- 第8条 採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前条にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。
  - 一 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
  - 二 類似事例の調査を踏まえた評価

第6章 詳細な検討

(詳細な検討)

第9条 第5章の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された施設整備事業以外の施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

第7章 評価結果の公表

(簡易な検討の結果の公表)

- 第10条 第7条の費用総額の比較による評価の結果, PPP/PFI 手法の導入に適しないと 評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で 公表するものとする。
  - 一 PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該施設整備事業の予定価格の推測 につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後,遅滞ない時期
  - 二 PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期
- 2 第8条の方法による評価の結果, PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には, 次に掲げる事項を, それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。
  - 一 PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容(当該施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。) PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
  - 二 客観的な評価結果の内容(当該施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。) 入札手続の終了後等適切な時期

(詳細な検討の結果の公表)

- 第11条 第9条の詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。
  - 一 PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該施設整備事業の予定価格の推測 につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後,遅滞ない時期
  - 二 PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容(第9条の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) 入札手続の終了後等適切な時期

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この要項は、平成30年6月1日から施行する。